

外国語指導者派遣プロポーザル実施要領

1 趣旨・事業の概要

小学校外国語活動及び中学校英語教育の指導充実と、市立学校等における国際理解教育の推進のため、英語指導者の派遣事業等を行う業者を選定するもの。

2 プロポーザル概要

- (1) 事業名 外国語指導者派遣
- (2) 主催者 半田市
- (3) 業者選定方式 公募型プロポーザル方式
- (4) 事業場所 半田市勘内町 1 番地始め 43 か所

3 担当部課

半田市教育委員会 教育部 学校教育課 学校担当
所 在 : 〒475-8666 半田市東洋町二丁目 1 番地
電 話 : 0569-84-0688
F A X : 0569-24-0511
メール : gkkyoiku@city.handa.lg.jp

4 プロポーザル実施スケジュール

項 目	期 日 ・ 期 限
公告（公募型）	令和 5 年 1 1 月 1 5 日（水）
質問受付	令和 5 年 1 1 月 1 5 日（水）～ 令和 5 年 1 1 月 2 1 日（火）午後 3 時まで
プロポーザル参加表明書の提出期限	令和 5 年 1 1 月 1 5 日（水）～ 令和 5 年 1 1 月 3 0 日（木）午後 5 時まで
参加資格要件確認結果の通知	令和 5 年 1 2 月 1 日（金）
提案書の提出期限	令和 5 年 1 2 月 8 日（金）～ 令和 6 年 1 月 1 1 日（木）午後 5 時まで
プレゼンテーションの実施（審査）	令和 6 年 1 月 2 2 日（月）
審査結果の通知	令和 6 年 1 月 2 6 日（金）
契約予定日	令和 6 年 2 月 2 日（金）

5 提案上限金額（税込）

79,291,080 円【内訳】 令和 6 年度 : 26,430,360 円
令和 7 年度 : 26,430,360 円
令和 8 年度 : 26,430,360 円

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次の各項目のすべてに該当する法人とする。

- (1) 契約締結までの間に令和4・5年度の半田市の入札参加資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 本プロポーザル実施の公告日から委託契約締結日までのいずれの日においても、半田市指名審査等事務取扱要綱の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 令和元年度から令和5年度までの間において、公立小中学校への外国語指導者派遣業務に係る受託実績があること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）ではないこと。
- (6) 国税（消費税及び地方消費税を含む。）、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- (7) 半田市暴力団排除条例（平成23年条例第19号）第2条第1号及び第2号に該当しないこと。

7 プロポーザルに関する質疑

(1) 質問書の受付

本要領、仕様書に関する質問は、質問書（任意様式）の提出により行うこととし、電話、窓口来庁の口頭による個別対応は受け付けられないものとする。

①受付期間：令和5年11月15日(水)から令和5年11月21日(火) 午後3時まで

②提出先：半田市教育委員会学校教育課

③提出方法：FAXまたはEメール

(2) 質問書に対する回答

①回答期限：令和5年11月16日(木)から令和5年11月22日(水)

②回答方法：受付後随時、半田市ホームページにて公開する。

③その他：本回答をもって、仕様書の追加又は修正とみなす。

8 プロポーザル参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、プロポーザル参加表明書（様式第1）を提出し、参加の意思表明を行うものとする。

(1) 提出書類

①プロポーザル参加表明書（様式第1）

②法人の事業概要が分かる会社案内等の資料（担当者連絡先を必ず明記すること。）

③法人の定款及び規約等（原本1部、写し8部）

④直近の事業実績がわかるもの及び財務書類（原本1部、写し8部）

※直近3年分の決算書類等財務状況がわかるもの

⑤直近1年分の国税・県税・市税の納税証明書（原本1部、写し8部）

※国税：法人税、消費税及び地方消費税

※県税：法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、自動車税

※市税：法人市民税、軽自動車税、固定資産税、都市計画税

9 参加資格要件確認結果について

令和5年12月1日（金）に電子メールにて、参加表明書の提出者へ通知する。

10 企画提案書等の提出

プロポーザル参加表明書（様式第1）を提出した者は、「半田市外国語指導者派遣事業仕様書」を参照し、企画提案書を以下のとおり提出するものとする。企画提案書は、プレゼンテーション時の資料として、9部（原本1部、写し8部）提出すること。

（1）提案書の提出等

提出書類	様式、作成上の注意点等
（ア）提案書表紙	様式第6 A4判で作成すること。
（イ）技術提案書	A4判30ページ以内で下記の項目に沿って作成すること。様式は自由とするが、「A4判縦書き、左綴じ」とする。（資料等でA3判横3つ折りは可とする。 ① 外国語教育等に関する会社の考え、理念等について ② 外国語教育に関する業務及び人材派遣等の実績について ③ 本業務を遂行する体制（担当組織、担当者数、在籍ALTの人数等）について ④ 関係法令、ALT在留資格及び労務に関する管理について ⑤ ALTの資質・能力等に関する考え方について ⑥ 教育体制（ALTへの指導・研修、教職員向けの研修等）について ⑦ タブレット端末機を活用した学習活動について ⑧ オンラインを利用した複数名の英語指導者との学習活動（スモールトーク等）について（実績、実施方法等） ⑨ ALT派遣とオンラインでの学習活動との連携した取り組みについて
（ウ）見積書	本業務の費用を見積もること。A4判であれば自社仕様で可。 ただし、下記の点に留意すること。 ・総額（3年）及び年度ごとの金額を記載すること。 ・金額は税込みとし、消費税及び地方消費税の金額も記載すること。 ・項目ごとの内訳及び単価、工数等を記載すること。 ・値引き等の記載は行わないこと。 ・見積額が契約金額とはならない。

（2）企画提案書の作成に係る留意事項

- ① A4サイズ両面印刷可、記載方法及び記載の順番は問わない。
- ② 提案内容は別紙「仕様書」に定めた内容を踏まえて提案すること。
- ③ 記載内容は、明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しないものに対する配慮をすること。
- ④ 専門用語、略語に関しては、初出の箇所にて定義または説明を記述すること。
- ⑤ ページ番号を記載すること。
- ⑥ フォントの種類については制限しないが、サイズは11ポイント以上で作成すること。

- (3) 受付期間 : 令和5年12月8日(金)～令和6年1月11日(木) 午後5時まで
- (4) 提出方法 : 持参
- (5) 提出先 : 3に記載の担当

1.1 プレゼンテーションについて

提出された提案書等（法人概要等事業者から本プロポーザルに係る資料として提出された全ての書類をいう。）に基づき、次のとおりプレゼンテーションを実施し、審査委員会がこれを評価し、優先交渉権者を選定する。

- (1) 実施日 : 令和6年1月22日(月)
- (2) 実施場所 : 半田市役所 会議室403
※順番については企画提案書提出順とし、提出時に時間を連絡する。
- (3) 内容 : 企画提案書に基づく提案50分程度
(プレゼンテーション30分、質疑15分、準備片付け5分)
- (4) 出席者 : 1事業者の出席者は3名以内とする。
※業務内容を熟知した担当者が必ず出席すること。
- (5) その他
 - ①説明は、提出した提案書等に記載された文章、図、イラスト等の範囲内で行うこと。
 - ②追加の提案及び追加資料の配布や使用は認めない。
 - ③市は机、椅子、電源、モニター（HDMIケーブル含む）を用意するものとする。
※モニターは当市で用意するが、パソコンは持参すること。

1.2 評価項目及び採点方法

(1) 審査

審査は、プロポーザル審査委員会が、提案書等に記載された内容（見積額を含む。）及びプレゼンテーションと質疑応答の内容により、下記の審査基準に基づき審査し、得点が最も高い事業者を優先候補者（第一順位者）として市長に報告し、市長はこれを参考に優先候補者を最終決定する。

また、第一順位者の次の順位の評価点の者を第二順位者とし、第二順位者の次の評価点の者を第三順位者とし、優先交渉権者が契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を優先交渉権者とする。

審査項目		評価基準	配点
①会社概要	外国語教育等に対する会社理念	外国語教育等に関する会社の考え、理念、独自性等	5
②業務実績	業務詳細、実績	派遣時間等詳細、受託実績（自治体、校数等）	5
③社内体制	具体的取組	サービス品質を向上させるための具体的取組	10
	組織体制	サービス品質向上のための組織体制	
	勤怠管理報告	勤怠管理、業務報告を行う仕組みや運用	

④法務管理	関係法令	派遣に関する法令、ALT の在留資格及び労務に関する管理	10
⑤人材資質	採用基準	学校現場にふさわしい人材の採用基準、日本語能力、指導経験	20
⑥教育体制	児童生徒への教育プログラム	教科書対応の有無、独自指導資料、学習指導要領への対応	25
	教職員向けの研修	ニーズに応じた支援、研修内容	
	ALT への指導等	研修・訓練によるスキルアップ、欠勤・年休及び、適切でない配置が生じたときの対応	
⑦学習活動・内容	デジタル化への対応	タブレット端末利用した授業の内容	20
	ALT を活用した新たな取り組み	オンライン派遣等、従来の ALT 活用だけでなく、新たな授業内容の提案	
価格	費用対効果	提案内容の費用の妥当性、費用対効果	5
合計			100

(2) 審査結果通知

審査の結果は、参加事業者全てに対し、令和6年1月26日（金）に通知するとともに、半田市ホームページにて公開する。

(3) 失格事項

以下のいずれかに該当した場合には、審査委員会に協議の上、失格とする。

また、審査終了後に事実関係が判明した場合は、無効とする。

- ①提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- ②提出書類等の内容に虚偽の記載があった場合
- ③見積額が「5 提案上限金額（税込）」を超過している場合
- ④プレゼンテーション審査に参加しなかった場合
- ⑤提案に関して、選考の公平性を害する行為があった場合
- ⑥提案にあたり、著しく信義に反する行為等、プロポーザル審査委員会が失格であると認めた場合
- ⑦他の事業者の代表者等を兼ねて提案した場合
- ⑧その他、半田市が指示した事項及び本提案に関する条件に違反した場合

(4) 合格基準点

合格基準点を70点と設定し、当該点数を下回った事業者と契約することはしないものとする。

なお、同点となった場合は、審査項目「⑦学習活動・内容」の得点が高いものを優先交渉権者とする。

1.3 契約期間等

契約期間：令和6年2月2日～令和9年3月31日

準備期間：令和6年2月2日～令和6年3月31日

※準備期間中は金額が発生しないこととする。

履行期間：令和6年4月1日～令和9年3月31日

1 4 契約締結

優先候補者とは、予定価格の範囲内で契約交渉を行う。交渉の結果、合意に達しない場合には、第二順位者から順に契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約を行う。

1 5 その他

(1) プロポーザル参加表明書（様式 1）を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を、下記期限までに提出すること。

期 限：令和 5 年 1 2 月 7 日（木） 1 5 時まで

(2) 提出書類については、審査に必要な範囲内において複製可能とするほか、返却しない。

(3) 提出された企画提案書の変更、差替え又は再提出はできない。

(4) 本プロポーザル参加に伴う諸費用は、参加者の負担とする。

(5) 提出された企画提案書等は、半田市情報公開条例の規定に基づき、個人情報及び提案者の正当な利益を害するおそれがある場合を除き、第三者に開示することができるものであるため、非開示を希望する情報がある場合には、「提案書の開示に係る意向申出書（様式第 5）」を別途提出すること。